

資料編



1 総合計画策定過程

年月日	策定過程
平成19年 7月25日	総合計画策定委員会 策定方針決定
8月15日～9月15日	基本構想市民会議委員募集（広報等）
7月～9月	基礎調査実施（※平成20年3月まで継続的検討）
10月6日	福生市基本構想市民会議（第1回）
10月20日	〃（第2回）
10月27日	〃（第3回）
11月10日	〃（第4回）
11月24日	〃（第5回）
12月8日	〃（第6回）
12月22日	〃（第7回）
平成20年 1月12日	〃（第8回）
1月26日	〃（第9回）
1月20日～2月21日	総合計画策定に係る職員研修（実施回数9回）
2月23日	福生市基本構想市民会議（第10回）
3月8日	〃（第11回）
3月22日	〃（第12回）
4月5日	〃（第13回）
4月26日	〃（第14回）
5月10日	〃（第15回）
5月29日	〃（第16回）
6月18日	〃（第17回）
6月20日	第2回福生市議会定例会「福生市基本構想審議会条例」議決
7月1日～7月23日	福生市基本構想審議会委員14名のうち3名を公募
7月2日	福生市基本構想市民会議（第18回）
7月16日	〃（第19回）
7月30日	〃（第20回）
8月5日	基本構想市民提言発表会（会場：福生市商工会館）
8月28日	福生市基本構想審議会（第1回）委員委嘱及び諮問
9月25日	〃（第2回）
10月20日	〃（第3回）
11月20日	〃（第4回）
12月15日	〃（第5回）



年月日		策定過程
平成21年	1月15日	福生市基本構想審議会（第6回）
	1月21日	基本構想（第4期）中間答申（会長・副会長）
	2月1日～15日	基本構想中間答申への市民意見公募の実施 （6名から3項目の意見提出）
	2月3日～2月20日	総合計画策定に係る職員研修（実施回数9回）
	3月2日	福生市基本構想審議会（第7回）
	3月16日	〃 （第8回）答申
	4月23日	総合計画策定委員会「総合計画（第4期）の策定について」（策定スケジュール等）
	5月11日～25日	基本計画 各課ヒアリングの実施
	6月19日	第2回福生市議会定例会「基本構想（第4期）」議決
	7月14日～8月6日	基本計画及び実施計画 各課ヒアリングの実施
	7月～2月	基本計画（案）及び実施計画（案）の作成
	8月12～14日	総合計画策定委員会開催
	10月28日	〃
	11月10日	〃
	11月17日	〃
	11月24日	〃
	12月14日	〃
	12月24日	〃
平成22年	1月15日	〃
	1月15日～30日	基本計画（案）市民意見公募（4名から14項目の意見提出）
	1月27日	総合計画策定委員会開催
	2月10日	庁議「基本計画（第4期）（案）に対する市民意見への対応について」
	3月8日	庁議「基本計画（第4期）」決定

2 基本構想審議会

(1) 福生市基本構想審議会条例

平成20年条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想を審議するため、福生市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福生市の基本構想の策定について必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、市長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、会議の議長となる。



(2) 福生市基本構想審議会 審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成20年 8月28日	○委嘱状の交付 ○会長、副会長の選任 ○諮問 ○議題 ・市長のまちづくりに対する考え ・第4期総合計画について ・福生市第4期総合計画策定基礎調査報告書について ・基本構想審議スケジュール
第2回	9月25日	○基本構想市民会議提言について ○基本構想検討の流れ ○各部署の取り組み
第3回	10月20日	○各部署の取り組み ○将来指標の設定について ○まちづくりへの期待について
第4回	11月20日	○まちづくりへの期待について
第5回	12月15日	○福生市基本構想中間答申（案）について
第6回	平成21年 1月15日	○福生市基本構想中間答申（案）について
	1月21日	○福生市基本構想中間答申（会長・副会長）
	2月1日～15日	基本構想中間答申への市民意見公募の実施 （6名から3項目の意見提出）
第7回	3月2日	○中間答申に対する市民意見の取り扱いについて ○福生市基本構想最終答申（案）について
第8回	3月16日	○福生市基本構想最終答申の確認について ○答申

(3) 福生市基本構想審議会 審議委員名簿

職名	氏名	選出の分野
会長	村山利夫	市民等の代表
副会長	山下真一	〃
委員	鵜野貴洋恵	〃
〃	加藤浩子	〃
〃	小林歌子	〃
〃	清水貞夫	〃
〃	高田ヒロ子	〃
〃	高橋勉	〃
〃	田村利光	〃
〃	辻山幸宣	学識経験者
〃	濱中供子	市民等の代表
〃	日野さよ子	〃
〃	山口浩	〃
〃	渡邊一成	〃



(4) 諮問・答申

写

福企企発第49号
平成20年8月28日

福生市基本構想審議会会長 殿

福生市長 加藤 育 男

福生市基本構想（第4期）について（諮問）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づく基本構想を策定するにあたり、その基本的な考え方について意見を求めます。

写

平成21年3月16日

福生市長 加藤 育 男 様

福生市基本構想審議会
会長 村山 利 夫

諮問事項に対する答申について

福生市の新たな基本構想の策定に向け、福生市基本構想審議会は平成20年8月28日付け、福企企発第49号で加藤育男市長から福生市基本構想（第4期）について諮問を受け、8回の審議会を開催して審議いたしました。

このたびの第4期の基本構想策定にあたっては、私達をとりまく社会的、経済的背景や、価値観の大きな変化に鑑み、あらゆる面で改めて行政の基本について検討いたしました。また基本構想市民会議の方々による基本構想市民提言「全員参加のハーモニー」につきましては、その提言を参考に審議を進めてまいりました。過日提出いたしました中間答申案につきましては「パブリックコメント」を実施し、より広く市民の皆様から御意見をいただき、併せて審議いたしております。

福生市が抱える課題と対応すべき方向、あるいは福生らしさをどのように表すか、住み続けたいまちとはどのようなまちなのかなど、本基本構想には、まちづくりに関わる市民・行政・議会による一層の連携を提案いたしております。その基本的な考え方について慎重に審議し、ここに結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

3 福生市総合計画策定委員会

基本構想、基本計画及び実施計画等を策定するため、福生市総合計画策定委員会を設置し、専門的事項に関する調査、研究及び計画案の策定を各部会で検討し、総合計画策定に関する必要事項の決定を行いました。

構成員名簿

	職名	氏名
委員長	副市長	坂本 昭
副委員長	教育長	宮城 眞一
委員	議会事務局長	吉野 栄喜
〃	企画財政部長	田中 益雄
〃	企画財政部参事	大越 英世
〃	総務部長	野崎 隆晴
〃	市民部長	野島 保代
〃	生活環境部長	森田 秀司
〃	福祉部長	星野 恭一郎
〃	子ども家庭部長	町田 正春
〃	都市建設部長	小峯 勝
〃	会計管理者	小林 重雄
〃	教育次長	宮田 満
〃	教育委員会事務局参事	川越 孝洋

※平成22年1月1日現在

部会

企画部会	企画財政部及び議会事務局の所掌事務に関すること。
総務部会	総務部、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所掌事務に関すること。
市民部会	市民部の所掌事務に関すること。
生活環境部会	生活環境部の所掌事務に関すること。
福祉部会	福祉部の所掌事務に関すること。
子ども家庭部会	子ども家庭部の所掌事務に関すること。
都市建設部会	都市建設部の所掌事務に関すること。
教育部会	教育委員会の所掌事務に関すること。



4 基本構想市民会議提言書

基本構想を策定するため、基本構想市民会議を設け、委員の募集を行いました。応募していただいた市民の皆様に、平成19年10月から平成20年7月までに20回にわたり検討をしていただき、平成20年8月5日に基本構想市民提言としての発表会を開催しました。

(※「基本構想市民会議提言書」は次頁p.207以降に掲載します。)